

「個人番号カード」の申請ができます



愛称：マイナちゃん

市民窓口サービス課および有明支所では、申請方法などについて相談窓口を開設しています。気軽にお尋ねください。

また、申請手続き後、個人番号カードは平成28年1月以降に交付しますので、注意してください。

「個人番号カード」で利用できること

個人番号を証明

マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明するものとして利用できます。

公的な身分証明書

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場合、カード1枚で身分を証明できます。

各種行政手続きのオンライン申請

平成29年1月から始まるマイナポータルへのログインやe-Taxなど各種行政手続きでオンライン申請に利用できます。

※マイナポータル…マイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報を、行政機関がどことやりとりしたかが確認できるほか、行政機関が保有する自分の情報などを自宅のパソコンなどから確認できるサイト

「個人番号カード」の受取方法

個人番号カードの申請手続きをした場合は、後日、交付通知書を送付しますので、次の方法で受け取ってください。

▶受取場所 市民窓口サービス課または有明支所

▶持参品

●本人が受け取る場合

- ① 交付通知書
- ② 通知カード
- ③ 運転免許証などの写真付きの証明書
※写真付きでない場合（健康保険証、預金通帳、年金手帳、医療受給者証など）
- ④ 住民基本台帳カード（持っている人のみ）

●代理人が受け取る場合

- ① 交付通知書（本人の委任状欄の記入が必要）
- ② 本人の本人確認書類（例：運転免許証など）
- ③ 代理人の本人確認書類（例：運転免許証など）
- ④ 本人の来庁が困難であることを証する書類（例：診断書、本人の身体障害者手帳など）

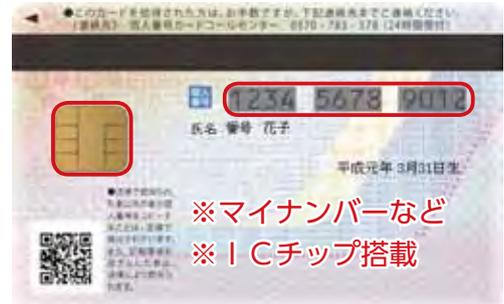
個人番号カード＜イメージ＞

＜おもて＞



※氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真など

＜うら＞



※マイナンバーなど
※ICチップ搭載

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- ・コールセンター ☎ 0120-95-0178 (マイナンバー総合フリーダイヤル)
【平日】9時30分～22時00分
【土・日曜、祝日】9時30分～17時30分（年末年始を除く）
- ・マイナンバー制度に関するホームページ（内閣官房）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

※次回は「マイナンバーに関するQ & A」についてお知らせします

※詳しい内容は、こちらをご覧ください



▶問い合わせ先 市民窓口サービス課窓口班（☎ 63-1111 内線 181・182）